

平成17年度第2回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成17年11月28日（月）
午後1時30分から午後4時15分まで
- 2 場 所 千葉県立東部図書館 研修室
- 3 出席者 （委 員） 田 中 伸 一 荒 井 誠
久保田 洋 之 島 利栄子
水 野 幸 子
（生涯学習課） 生涯学習課員 2名
（事 務 局） 荒木田 中央図書館長
長 柄 西部図書館長
方波見 東部図書館長 他
（傍 聴 者） なし

4 議 事

議題 千葉県立図書館の在り方（仮称）について
- 短期将来計画 -

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が5名であり、図書館協議会会議運営規則第6条の規定による半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長欠席のため、副議長あいさつがあった。

< 議 事 >

副議長 それでは、議題について事務局から説明願います。

事務局 （荒木田中央図書館長）諮問文を朗読後、副議長へ提出

副議長 諮問書を受理致しました。

事務局 諮問文について、補足説明

副議長 今の内容について、質問があればお願いします。

委員 以前の基本構想等の資料があれば，配付していただきたい。

事務局 それについては，平成 2 年の「生涯学習社会における県立図書館の整備について」の答申及び平成 6 年の「千葉県立図書館基本構想」を指しており，共に 10 年以上が経過しているものです。

内容については，千葉県全体の図書館がこれからどうあるべきか等を基本に，現在の県立 3 館に新中央図書館を加えた 4 館構想と併せ策定されたものとなっております。

しかし，現在は県民の動向や県の財政状況等にも変化が生じてきており，すぐに実現という状況にはなっておりません。

副議長 平成 6 年には新中央図書館の構想がありましたが，現在は財政状況等により叶わなくなったということです。

委員 指定管理者制度がありますが，図書館はどのような状況にあるのでしょうか。

事務局 指定管理者制度の導入という流れについては現実的に進んでおり，避けようがありませんが，指定管理者が直営かということについては，県立図書館は平成 18 年度は直営であると聞いています。

しかし，それでよかったということではなく，図書館を含めたそれぞれの公共施設が，直営でないと運営できないという姿勢を打ち出していく必要があると思います。

副議長 次年度は大丈夫ということですが，本協議会でも今後の動きに対して抑制となるような答申を作り上げていきたいと思います。

委員 現在，公民館等では正職員を少なくし非常勤職員でカバーしていこうという動きの中で，その存在の必要性までが問われています。図書館も同じような状況なのでしょうか。

また，その方針等についても質問させていただきたい。

原理原則として望ましいことというのはありますが，現実問題として財布や人の問題がでてくると思います。新しい運営の仕方を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

副議長 他に質問はありますか。

委員 図書館の場合、司書の有資格者を専門職といますが、現在、全職員が資格を持っているのですか。

事務局 全職員ではありません。正職員について、中央図書館30名のうち21名、西部図書館19名のうち12名、東部図書館16名のうち9名が資格を持っています。嘱託職員については、3館で24名おり、うち20名が有資格者です。

他県の例では、埼玉が3館で正職員数117名、うち有資格者96名となっており、嘱託職員は2名しかおりません。神奈川では2館で正職員数91名、うち有資格者63名、嘱託職員は65名おります。

千葉県と神奈川県については、かなりの割合で嘱託職員を雇用しています。

委員 図書館の仕事が司書でなくてもできるということになると、方向が違ってくるのではないかと思います。

委員 正規の司書と臨時的な司書の住み分けはどのようにしていますか。現場では難しいのではないかと危惧しているところです。

公務員としての正式な司書には、臨時職員とは異なったやるべきことがあるのではないかと考えています。

これについて、答申に加えたらいかがでしょうか。

副議長 このような激動の時期に出す答申は、理念だけで良いのか、意識等を理解したうえで出した方が良いのかが難しいところです。

他に何かありますか。

委員 保護者の観点から申しますと、県立図書館は義務教育と同じようなもので、県下の面倒をみてくれるべきものと考えます。

話の中で、千葉県の最終保存館ということがありましたが、これは県が資料を保存しなければ末代まで残らないということです。正しい文化と歴史を伝えていくのも親の務めだと思います。

いくら県の財政等が逼迫していようとも、残すべきところは残していく必要があると思います。

副議長 質問から意見に移っていますが、併せて聞いていきたいと思ひます。
いかがですか。

委員 学校図書館と公共図書館が決定的に違ふところは、学校は授業中心であり、図書館は資料中心であるということです。現在、双方の連携がとれているということは有り難いと思ひています。今後も協力を拡大していく方向でお願いしたい。

また、学校は県立図書館と比べてレファレンス能力が低いため、気軽にアドバイスを受けられるように、システム化していただくと有り難いと思ひます。

さらに、一般住民の立場から申しますと、2・3年後は利用者が増えるのではないかと思ひています。

その理由は、団塊の世代が退職し図書館を利用すると考えるからです。団塊の世代の生涯学習の中核は図書館になるのではないのでしょうか。

その時の受け入れ態勢や施設の充実等との関連を、答申に盛り込んではいかがですか。

副議長 八千代市の図書館に朝、出向くと、60から65歳位の男性が大勢来ています。この方達は、図書館に出会ふであるとか情報・知識であるとか、何かを求めて来ていると思ひます。

図書を媒体としたサービスの提供等を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

今後、図書館の役割や機能が変わってくる可能性があり、前向きに打って出ることが必要だと思ひます。

委員 図書館はそのような人達に、何の働きかけもせずに、ただ単に居場所を提供するだけでよいのでしょうか。

そのような人達をボランティアへ促すとか、いろいろな活動を通して教育をしていくということが、本来の司書の役割の中にあるのではないかと考えています。

委員 読書というのは本来個人的なものです。読書会というグループ活動をする際に、その場所を探すことがなかなか難しいのです。

図書館は、資料の提供の場であると思ひていますが、併せて場所の提供もして欲しいと思ひます。有料ではなかなか使いにくいこともあります。現在の施設を有効に利用できないのでしょうか。

副議長 たとえ有料であったとしても場所がない状態ですので、今後、団塊の世代が退職した場合、更に不足していくことでしょう。

事務局 生涯学習センター等が有料化される時代となってきました。
そのような状況のなかで、図書館が無料開放をすると、図書館の事業とは違う団体が使うことも予想され、規制が非常に難しくなってきます。

委員 公民館でもその線引きはとても苦慮しています。

委員 図書館が事業を行う場合に、外に出ていくだけではなく、図書館を会場とした活動や事業を考えたいかがでしょうか。かつての、文学講座等のようなものです。
活動や事業を減らしておきながら、本を読む人が少なくなったというのはいかなるものでしょうか。読書の楽しみ等を広めることによって、図書館の意義等が広まっていくと思います。
図書館から発信するというのが一番大切なことでしょう。

委員 考え方のひとつとして、図書館と共催するような形で事業を提案、運営するというのはどうでしょうか。
図書館としては、運営方針に合致する団体であれば場所を貸すというように線引きすることが可能になると思います。

委員 それは確かにあると思います。
利用者を巻き込んでいくという姿勢がよいでしょう。

副議長 本当に大切なことは、これからの担い手である若者に文字文化の必要性を伝えていくことです。効率的に運営できるという理由で、指定管理者制度により業者を募集し任せていくということが果たして良いのでしょうか。
県立図書館は、最後の最後まで直営で積極的に事業展開を行っていただきたいと思います。

事務局 図書館職員は、皆、直営で行いたいという気持ちは持っています。
けれど、入館者数や貸出冊数等の数の論理によって、市町村は委託へと流れてしまいます。
国、県、市町村の図書館の役割はそれぞれ違いますが、それを明確にしないと、

方向性が違ってしまふような気がします。

事務局 貸出しも大切なことですが、快適な読書空間の提供ということも非常に大切と
思っています。都市部において無料でひとりになれる場所というのは図書館しかない
からです。

指定管理者制度については、選択肢としてはあると思います。

市へ出向していた際に、コストダウンとサービス拡大という相矛盾する2つの課
題がありました。正職員にかえて大学を卒業したばかりの非常勤を雇用した場合、
確かにコストダウンにはなります。しかし、図書館の継続性や安定的なサービス等
を考えたときに、単年度契約の職員で果たして良いのでしょうか。全職員の6割を
正規の司書が占めていないと不安定であると考えます。

最後に高等学校との関係ですが、東部図書館ではレファレンスの協力や検索講座
等を設け実施しました。本来は、夏季休業中等に教員向けの職場体験学習の窓口を
開くことが望ましいと思っています。

副議長 資料の保存について、質問いたします。

3館で重複して保存しているものがあるのではないのでしょうか。国会図書館にな
いような重要な資料は保存の必要がありますが、その他については整理整頓したら
いかがかと思います。

新聞、雑誌についてはどうなのでしょう。文化というのは自分のお金を出して
買うものではないのでしょうか。

事務局 図書館の保存の役割については、次のような理由があります。

まず、雑誌については県立で保存して欲しいという意見が数多くあります。

次に、国会図書館については、海外と相互貸借をしており世界を相手にしている
ため、県に対する貸出冊数も限られており、なかなか利用が難しい状況です。

また、望ましい基準のなかに、県立図書館の役割として図書館資料の保存があげ
られています。

最後に、図書館間貸出しがありますが、古い資料の要望がとても多くあります。

このような理由から、図書館には資料を保存していかなければならない役割があ
ります。

事務局 市町村立図書館は保存のスペースがないため、オーバーフローした資料を県立が
選別をしてバックアップ等をする機能も果たしています。

事務局 西部図書館を立ち上げた際に、4館構想によりそれぞれの図書館の性格を少し変えようという考えがありました。しかし、資料が1冊しかないと貸出しが集中した場合に利用者が困りますので、ある程度はダブっても仕方がないということになりました。ただ、現在は予算の関係もあり辞典類を除いてできる限り重複を避けて収集しています。

何年か経ってから整理するという形になると思いますが、当座はある程度ダブらせないと県立図書館の機能が発揮できないのではないかと考えています。

事務局 東部図書館を建設する際に、県立図書館ができることにより周辺の書店に悪影響が出るのではないかと懸念しましたが、その心配もなく、市の図書館も利用が伸びています。

委員 やはり、県立図書館がその地域の見本となって、資料を実際に手にとり見ることができるということが大切だと思います。工夫して、良い資料を置いていただきたい。

委員 図書館のための図書館としての要素と、地域密着型の公共図書館としての要素の2点が必要ということで、我々の要望を理解していただきたい。

質問ですが、図書館サービスのひとつとしてボランティアの参加というのがあげられていますが、これはどのようなことですか。

事務局 録音図書の製作、翻訳、多言語の利用案内等の作成の協力、施設ボランティアによる環境整備等があります。

事務局 ボランティアについては、奥が深い部分があります。

研修会をやらない、保険に入っていないということになると事故が起こった場合に支障が出てきます。そのため、ボランティア実施のために一定の条件を付けたところ数が激減してしまいました。

本来、ボランティアというのは生涯学習の一環で、自発的に参加し、それにより何かを学び取るということであり、無料のお手伝いではないということ認識すべきです。

事務局 公民館ではボランティアは盛んですか。

委員 かなり多いです。

事務局 社会教育施設におけるボランティアの推進ということからいいますと、読書は個人のものであるという側面があり難しいところもありますが、もう少し広げていく必要があると思います。

副議長 文字活字文化振興法に対しては、予算措置のない中で、どのようなことをされましたか。

事務局 3館とも、関係する図書等の展示を行いました。イベントは特に行っておりません。

副議長 他に何か質問や御意見がありましたら、出してください。

委員 前回の会議で、市原市で映像文化をシャットアウトする日を設けたと伺いました。活字文化を守るということは、いかに映像文化に対抗していくかということだと思います。最近の図書館にはビデオ等の映像文化が入ってきております。映像文化が楽なため、その結果、本を読む子どもが少なくなっていることは困ったことだと思います。

文字活字文化振興法についても、法律ができればよいということではなく、やはり中身が伴わないといけないでしょう。

委員 子どもたちに勇気や元気を与える本を推奨するということを、高校だけでなく小学校単位まで広げてもらいたいと思います。

聞くところによると、九州地域では「ノーテレビデー」というのがあります。

委員 今後の日程については、どのようになっていますか。

副議長 事務局から、お願いします。

事務局 来年度中に答申を頂戴したいと思います。

具体的には、今年度第3回の図書館協議会に詳しい案を提示し、継続して来年度の第2回までに答申をまとめていただきたい。

事務局 以前の県の社会教育委員会議の答申は県の全体的なものです。参考になるところがあると思います。

基本構想については見直しを図るということで聞いておりますので、よろしくお願いたします。

副議長 わかりました。

委員 次回までをお願いしたいことは、現在の図書館の役割や将来にむけての具体的な考えを資料として提示していただけると、わかりやすいのではないのでしょうか。

事務局 できれば、委員の方の率直な意見を基本として、自由な発想をお伺いしたいと思いましたが、あえて準備をしませんでしたが、今後、御要望に応じて発言の機会が与えられれば、提案させていただきたいと思えます。

委員 それでは、市町村図書館との明確な機能分担等を含めた、現状の役割についてのみ、具体的にまとめておいてください。

事務局 承知しました。

副議長 他に御意見がありますか。

なければ、これで第2回図書館協議会を終了いたします。

ここで議事は終了し、次回第3回目の協議会は平成18年3月上旬の予定で、県立中央図書館（千葉市）で実施することを報告して、平成17年度第2回千葉県図書館協議会を終了した。